

北斗市 不透明な「随契」



▲
随意契約で行われたLED
リース事業の対象とな
った北斗市民プール



「(手続きや契約の進め方など) 反省点はいくつかあるが、今後、誤解を生まずに透明性を確保する改善策を検討していく」。北斗市の池田達雄市長は10月に閉会した定例市議会で、LEDリース事業の契約についてこう説明した。

この事業では20年に市スポーツセンター、21年に浜分小、上磯中、大野中、市民プールの各施設の照明をLED化。事業費には工事費のほか、5～8年間のリース契約料が含まれる。

「競争入札に仕上がったのはなぜか」。問題が表面化したのは、今年3月の市議会。以降、複数の市議が随契を結んだ経緯などを繰り返した。だが、市との議論はかみ合っていない。問題視されているのは随契とした市の判断だ。地方自治法は随契にできる条件

LED化入札行わず大阪の企業と

説明曖昧「見積もり合わせ」なく

を「性質または目的が競争入札に適しないもの」などと規定している。市はこれを根拠に「設計から付け替え工事、その後のメンテナンスなどを包括的にできる企業は、知り得ている企業としてはこの(大阪の)1社だけだった」などと主張している。

これに対し、市議側は「LED照明のリース事業を請け負う業者は道内外に多くいる」と指摘。実際、道内にもLEDのリースを請け負う業者がある。

経緯も不透明だ。市の借上げ事業の随契は土地や、明らかに1社しか対象がないケースが大部分で、今回の大阪の企業は過去に市からの受注実績はない。市は工藤実副市長が19年に公共施設のLED化について別の事業者と相談した際、この企業を紹介してもらったと説明している。

また、随契は2者以上の見積書を求めることが望ましいとされているが、市は他社に提出を求める「見積もり合わせ」をしていない

った。川原弘成総務部長は「(この1社しかないという) 思い込みがあった。この点は反省しなければいけない」と話す。市は本年度中をめどに、随契ができる事業の基準や内容に関する指針を作成するという。

今年6月には市民有志がこの事業の契約解除を求め、住民監査請求を行った。棄却されたが、市監査委員によると、企業側との協議内容を文書で残していないケースが散見されるなどの問題点も明らかになった。

請求を支援した道南市民オンブズマン(函館)の築田敬子代表(63)は「なぜ随契だったのか明確な答えがない。全てにおいて不透明だ」と批判する。

公的機関の契約行為に詳しい上智大学の楠茂樹教授(独占禁止法)は「税金を扱う自治体としてあまりにも脇が甘い。市は曖昧な随契の経緯について説明責任を果たすべきだ」と指摘。

「1社でなければならぬエビデンス(証拠)を示すには、リース事業に詳しい民間コンサルタントに契約方法や手続きなどのアドバイスを求める必要がある」と提言している。